

令和6年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業  
(電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈  
の見直し等に係る調査)

# 電気用品安全法の技術基準解釈見直し アクションシート

2025年2月



**経済産業省**

*Ministry of Economy, Trade and Industry*

## 目次

1	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての見直し状況 .....	2
2	用語の定義 .....	3
2.1	解釈.....	3
2.2	整合規格 .....	3
2.3	解釈通達 .....	3
2.4	電気用品調査委員会 .....	3
2.5	産業標準化法第 11 条に基づく JIS .....	4
2.6	電気用品整合規格検討ワーキンググループ.....	4
2.7	通則.....	4
2.8	バスケットクローズ規格.....	4
2.9	電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表 .....	4
3	アクションシートの一覧 .....	4
4	各種課題に対するアクション .....	5
	■ 課題 1 「整合規格の整備」に対するアクション .....	5
(1)	アクション 1 .....	5
(2)	アクション 2 .....	6
(3)	アクション 3 .....	7
(4)	アクション 4 .....	8
(5)	アクション 5 .....	10
(6)	アクション 6 .....	11
(7)	アクション 7 .....	12
(8)	アクション 8 .....	13
	■ 課題 2 (解釈通達の廃止) に対するアクション .....	14
(9)	アクション 9 .....	14
	■ 課題 3 (リスクアセスメントの必要性の周知) に対するアクション .....	15
(10)	アクション 10 .....	15
	■ 課題 4 (登録検査機関の検討、その他の周知) に対するアクション .....	17
(11)	アクション 11 .....	17
5	全体スケジュール .....	19
附属書 1	通則について.....	22
附属書 2	バスケットクローズ規格について.....	25
附属書 3	整合規格が整備されていない電気用品.....	26
附属書 4	雑音の強さのジェネリック規格.....	27
附属書 5	アクション 1～4 及びアクション 10 による課題対応まとめ.....	28
附属書 6	関係者別の対応 .....	30

## 1 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての見直し状況

平成25年7月1日、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）の全面改正が行われ、品目ごとに技術基準省令を詳細に定める仕様規定から、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正が行われた。

また、同じタイミングで、経済産業省は、事業者が性能規定化された技術基準省令を満たす目安として、当分の間、従来（平成25年6月末時点）の「仕様規定」を「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」（以下「解釈」という。）として通達で示す方針を示した上で、今後は、JIS等公的規格を積極的に活用していく方針も示し、従来（平成25年6月末時点）の技術基準省令等で定めていた我が国特有の基準を例示基準として整理した解釈別表第1から別表第11と、国際規格に準拠した解釈別表第12の整合規格を通達として制定した。

併せて、経済産業省は、「電気用品安全法の技術基準体系の整備方針について」として、以下の方針を示している。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 今後の電気用品安全法技術基準体系の整備は、主として、JIS等公的規格の整合規格としての採用を中心に進め、解釈別表第12の整備・拡充を鋭意進めることとする。</li><li>② 一方で、旧1項基準である解釈別表第1から別表第11については、事故事例及び新技術への対応等、必要最小限の見直しは行いつつ、整合規格が整備された分野から順次廃止していくこととする。</li></ul> |
|---|

上記方針を踏まえ、経済産業省は、関係者と連携の上、順次、電気用品安全法に係る解釈の見直しを進めてきたところ、令和4年12月には解釈別表第9（リチウムイオン蓄電池）の見直しが完了するとともに、令和5年6月には、解釈別表第1（電線及び電気温床線）、解釈別表第4（配線器具）、解釈別表第7（小形交流電動機）を解釈別表第12に一本化するための見直しが完了した。

他方、これまでの見直しに係る検討の中で、解釈別表第12において、「JIS等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できていない電気用品」や「JIS等公的規格は整備されているものの見直しが行われていない」等の課題が浮かび上がってきている状況となっている。

## 2 用語の定義

本アクションシートで用いる用語の定義は次のとおり。

### 2.1 解釈

技術基準省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したもの。解釈別表第 1 から別表第 11 までと解釈別表第 12 は、両者を混用できない。

#### 【電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について】

別表第一 電線及び電気温床線

別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品

別表第三 ヒューズ

別表第四 配線器具

別表第五 電流制限器

別表第六 小形単相変圧器及び放電灯用安定器

別表第七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機

別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

別表第九 リチウムイオン蓄電池

別表第十 雑音の強さ

別表第十一 電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

### 2.2 整合規格

技術基準省令に整合していることが確認され、解釈別表第 12 に採用された規格。

### 2.3 解釈通達

国が制定した技術基準の解釈基準。本書では、主に解釈別表第 1 から別表第 11 の解釈基準及び解釈別表第 12 のうち本文が別紙となっている基準を示している。

### 2.4 電気用品調査委員会

民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、技術基準省令にかかわる規格・基準に、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、我が国の電気製品・設備の安全を確保し、障害を防止することを目的として活動する委員会。<https://eam-rc.jp/eam-rc/eam-rc.html>

事務局は、一般社団法人日本電気協会が務めている。整合規格案を国に提案する提案者の要件を満たしている。

## 2.5 産業標準化法第 11 条に基づく JIS

産業標準化法第 11 条（主務大臣は、産業標準を制定しようとするときは、あらかじめ調査会の議決を経なければならない。）に基づき、国が作成する JIS。

注記 産業標準化法第 12 条（利害関係人は、主務省令の定めるところにより、原案を添えて産業標準を制定すべきことを主務大臣に申し出ることができる。）に基づき、民間が JIS を作成することができる。

## 2.6 電気用品整合規格検討ワーキンググループ

電気用品調査委員会等から提案された整合規格案が技術基準省令に整合していることを審議・確認し、解釈別表第 12 への採用を決定するワーキンググループ。

## 2.7 通則

解釈別表第 12 に採用されている JIS のうち、タイトルに“通則”の文字が含まれる整合規格。詳細は、附属書 1 参照。

## 2.8 バスケットクローズ規格

既存規格及び通則では、技術基準省令に定める技術的要件を満たすことができない電気用品に対して、共通的に活用できるような整合規格。詳細は、附属書 2 参照。

## 2.9 電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表

電気用品調査委員会が発行している電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準（整合規格の基準番号）との関係の事例を早見表としてまとめたもの。事例であることに注意する必要がある。

注記 本対応表は、電気用品調査委員会の活動成果 (<https://www.eam-rc.jp/result/result.html>) からダウンロードが可能（2025 年 2 月現在）

## 3 アクションシートの一覧

本事業では、1. ①及び②の方針に基づき、解釈を整備するための課題等を整理し、それぞれの課題を解決するためのアクションシート（いつ、誰が、何をする）を作成した。課題及びその課題に対するアクションの一覧は次のとおり。

表 3-1 解釈見直しの課題と必要なアクション一覧

課題 1 整合規格（民間の作成規格）に未整備のものがある	
アクション 1	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合は、電気用品調査委員会の活動を継続。
アクション 2	業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合は、業界団体が規格（JIS 又は業界規格）を作成。

アクション3	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合は、産業標準化法第11条において、国がJISを作成。
アクション4	業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合は、バスケットクローズ規格の作成等を検討。
アクション5	例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17規格）等については、電気用品調査委員会で廃止を承認後、国へ提案。
アクション6	雑音の強さに関する基準について、「IEC 61000-6-3」、「IEC 61000-6-4」をジェネリック規格として解釈別表第12に採用するため、その必要性について電気用品調査委員会で検討。
アクション7	遠隔操作機構を有するものに関する基準について、J1000の別紙を解釈別表第4（JIS C 8300）及び解釈別表第8に整合する形で見直し案を電気用品調査委員会から提案。
アクション8	解釈別表第11をJIS化し、必要な整合規格から引用する。
<b>課題2 解釈別表第12の解釈通達（国が制定した解釈基準）が廃止されていない</b>	
アクション9	適切な時期に、表1の解釈通達の廃止を電気用品調査委員会から国に提案。
<b>課題3 リスクアセスメントの必要性が理解されていない</b>	
アクション10	解釈の本文の改正案を電気用品調査委員会から国に提案。
<b>課題4 登録検査機関が対応できない規格への対応、解釈一本化に対する大幅な設計変更への対応が必要</b>	
アクション11	登録検査機関の検討、その他周知広報の検討。

#### 4 各種課題に対するアクション

##### ■ 課題1「整合規格の整備」に対するアクション

###### (1) アクション1

業界団体が存在し、且つ公的規格が存在する場合の整合規格の整備については、JISの原案作成団体及び電気用品調査委員会等と連携の上、当該JISが適用可能な電気用品の範囲を明確化し、国の電気用品整合規格検討ワーキンググループ（以下「WG」という。）で、技術基準省令への整合確認を行い、解釈別表第12に整合規格として採用する。以下にその手順を示す。

表 4-1 アクション1による整合規格の整備

誰が	何をする	いつ（予定）
業界団体	JIS又はCISPRJを作成して電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。	適宜実施中 （国際規格の動向にあわせて実施）

国 (国際電気標準課 委託事業)	産業標準化法第 11 条に基づき、多数の業界が関係する又は業界が JIS を作成することができない場合、国際整合 JIS 原案を作成し、JIS 制定又は改正を行う。	対象規格があれば、毎年度実施する。
↓		
電気用品調査委員会	制定又は改正された JIS 又は CISPRJ が技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。	適宜、業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓		
国 (製品安全課)	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第 12 に採用する。	適宜、電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

## (2) アクション 2

業界団体が存在し、且つ公的規格が存在しない場合の整合規格の整備については、業界団体が IEC 規格化を念頭に JIS 又は業界規格を作成し、当該規格が技術基準省令に整合しているのか国の WG において審議・確認の上、解釈別表第 12 に整合規格として採用する。整合規格が整備されていない電気用品については、附属書 3 参照。

業界団体が、将来の整合規格化を念頭においた業界規格等を作成及び改正できないケースについては、作成等ができない理由を整理・明確化する。

表 4-2 アクション 2 による整合規格の整備

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	附属書 3 に記載している A の電気用品について、業界の意向を調査する。	2025 年度に実施する。
↓		
業界団体	日本独自の製品に対する JIS 又は業界規格を作成した場合、電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。必要に応じて、国際規格提案を行う。規格を作成しない場合は、理由を明確にし、規格を作成するまでは【アクション 4】で対応する。	規格を作成する場合は、2026 年度中を目標とする。

↓		
電気用品調査委員会	提出されたJIS又は業界規格が技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。	2027年度までに業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓		
国 (製品安全課)	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。	2028年度までに電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

### (3) アクション3

業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在する場合の整合規格の整備については、国際整合化の観点から、国際規格が存在する場合は、産業標準化法第11条により、国が委託事業によりJIS原案を作成する。

表4-3 アクション3による整合規格の整備

誰が	何をする	いつ（予定）																
国 (国際電気標準課 委託事業)	該当する規格について、産業標準化法第11条により、国際整合JIS原案作成が可能かを検討し、可能な場合は、国際整合JIS原案を作成し、JIS制定又は改正を行う。																	
	<b>① 改正が必要なJIS</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">整合規格</th> <th style="text-align: center;">対象機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS C 9335-2-12:2005</td> <td>ウォームプレート及びこれに類する機器</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9335-2-43:2005</td> <td>衣類乾燥機及びタオルレール</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9335-2-56:2005</td> <td>プロジェクタ及びこれに類する機器</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9335-2-66:2005</td> <td>ウォータベッド用ヒータ</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9335-2-71:2005</td> <td>動物ふ卵及び飼育用毛熱器具</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9335-2-78:2005</td> <td>屋外用バーベキュー台</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9335-2-105:2007</td> <td>多機能シャワーキャビネット</td> </tr> </tbody> </table>	整合規格	対象機器	JIS C 9335-2-12:2005	ウォームプレート及びこれに類する機器	JIS C 9335-2-43:2005	衣類乾燥機及びタオルレール	JIS C 9335-2-56:2005	プロジェクタ及びこれに類する機器	JIS C 9335-2-66:2005	ウォータベッド用ヒータ	JIS C 9335-2-71:2005	動物ふ卵及び飼育用毛熱器具	JIS C 9335-2-78:2005	屋外用バーベキュー台	JIS C 9335-2-105:2007	多機能シャワーキャビネット	①のJIS原案作成：2026年度
	整合規格	対象機器																
JIS C 9335-2-12:2005	ウォームプレート及びこれに類する機器																	
JIS C 9335-2-43:2005	衣類乾燥機及びタオルレール																	
JIS C 9335-2-56:2005	プロジェクタ及びこれに類する機器																	
JIS C 9335-2-66:2005	ウォータベッド用ヒータ																	
JIS C 9335-2-71:2005	動物ふ卵及び飼育用毛熱器具																	
JIS C 9335-2-78:2005	屋外用バーベキュー台																	
JIS C 9335-2-105:2007	多機能シャワーキャビネット																	
<b>② 制定が必要なJIS</b> JIS化されていないIEC 60335-2-107以降のIEC 60335シリーズの個別規格など。	②その後、発行される国際規格についても適宜実施する。																	
↓																		

電気用品調査委員会	制定又は改正された JIS が技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。 ①の改正による J60335-1(4 版-H20)の廃止も検討する。	①2027 年度に整合規格案として提案。 ②その後、発行される国際規格についても適宜実施する。
		
国 (製品安全課)	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第 12 に採用する。	2028 年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

#### (4) アクション 4

業界団体が存在せず、且つ公的規格が存在しない場合の整合規格の整備については、次の 2 つで対応する。

- ① 同じ製品カテゴリーの活用可能な JIS の通則はあるが、JIS の個別規格がないケース  
 該当する電気用品に対応する個別規格ができるまでの間の対処策として、通則の適用に加えて、製造・輸入事業者が、自己責任の原則の下、個別製品に対してリスクアセスメントを実施することで技術基準省令への適合証明を実施する。この方針を、解釈本文に明記する。
- ② 活用可能な JIS の通則も個別規格もないケース  
 該当する電気用品に対応する個別規格ができるまでの間の対処策として、産業標準化法第 11 条によって、国が委託事業で解釈別表第 8 の共通の事項等をベースにした共通規格（以下「バスケットクローズ規格」という。）の JIS 原案を作成し、JIS を制定する。  
 バスケットクローズ規格を適用する電気用品については、バスケットクローズ規格だけではカバーできない製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで技術基準省令への適合証明を実施する。この方針を解釈本文に明記する。

表 4-4 アクション 4 による整合規格の整備

誰が	何をする (①)	何をする (②)	いつ (予定)
<p style="text-align: center;">国 (国際電気標準課 委託事業)</p>	—	<p>産業標準化法第 11 条により、バスケットクローズ規格作成が可能かを検討し、可能な場合は、JIS 原案を作成し、JIS を制定する。また、アクション 1 等に参加しており知見をもっている団体の参加を積極的に促す。(可能でない場合は、2026 年度に再検討)</p>	<p>2025 年度に検討を実施する。 2026 年度に JIS 原案を作成する。</p>
			
<p>電気用品調査委員会</p>	<p>通則の適用に加えて、個別製品に対するリスクアセスメントを実施する旨を、解釈本文に追記する提案を行う。(4. (10)②参照)</p>	<p>制定された JIS が技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国(製品安全課)に提案する。バスケットクローズ規格の適用に加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施する旨を、解釈本文に追記する提案を行う。(4. (10)②参照)</p>	<p>2027 年度に実施する。</p>
 			

<p>国 (製品安全課)</p>	<p>解釈本文の改正を行う。</p>	<p>電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。解釈本文の改正を行う。</p>	<p>11条対応が可能な場合、2028年度、電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。</p>
----------------------	--------------------	--	---

(5) アクション5

解釈別表第12の本文に採用されている規格のうち、例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格等（17規格）については、整合規格としては廃止する提案を行う。

表 4-5 アクション5による整合規格の廃止

誰が	何をする	いつ（予定）																																		
<p>電気用品調査委員会</p>	<p>次の規格について、解釈別表第12から廃止することを国（製品安全課）に提案する。</p>	<p>2025年度内に実施する。</p>																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">整合規格</th> <th style="text-align: center;">対象機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS C 9335-2-73:2005</td> <td>固体形浸せきヒータ</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-2:2010</td> <td>感熱式モータ保護装置</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-3:2010</td> <td>蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-4:2010</td> <td>密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-5:2010</td> <td>自動電気バーナコントロールシステム</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-8:2004</td> <td>電動式ウォーターバルブ</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-9:2010</td> <td>温度検出制御装置</td> </tr> <tr> <td>JIS C 3662-2:2009</td> <td>塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法</td> </tr> <tr> <td>JIS C 3663-2:2003</td> <td>ゴム絶縁ケーブルの試験方法</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-10:2010</td> <td>モータ起動リレー</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-11:2010</td> <td>エネルギー調整器</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-12:2010</td> <td>電動式ドアロック</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-13:2010</td> <td>湿度検知制御装置</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-14:2010</td> <td>電気アクチュエータ</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-17:2010</td> <td>電動式ガスバルブ</td> </tr> <tr> <td>JIS C 9730-2-19:2010</td> <td>電動式オイルバルブ</td> </tr> </tbody> </table>		整合規格	対象機器	JIS C 9335-2-73:2005	固体形浸せきヒータ	JIS C 9730-2-2:2010	感熱式モータ保護装置	JIS C 9730-2-3:2010	蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置	JIS C 9730-2-4:2010	密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置	JIS C 9730-2-5:2010	自動電気バーナコントロールシステム	JIS C 9730-2-8:2004	電動式ウォーターバルブ	JIS C 9730-2-9:2010	温度検出制御装置	JIS C 3662-2:2009	塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法	JIS C 3663-2:2003	ゴム絶縁ケーブルの試験方法	JIS C 9730-2-10:2010	モータ起動リレー	JIS C 9730-2-11:2010	エネルギー調整器	JIS C 9730-2-12:2010	電動式ドアロック	JIS C 9730-2-13:2010	湿度検知制御装置	JIS C 9730-2-14:2010	電気アクチュエータ	JIS C 9730-2-17:2010	電動式ガスバルブ	JIS C 9730-2-19:2010	電動式オイルバルブ
	整合規格		対象機器																																	
	JIS C 9335-2-73:2005		固体形浸せきヒータ																																	
	JIS C 9730-2-2:2010		感熱式モータ保護装置																																	
	JIS C 9730-2-3:2010		蛍光ランプ用安定器の感熱式保護装置																																	
	JIS C 9730-2-4:2010		密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置																																	
	JIS C 9730-2-5:2010		自動電気バーナコントロールシステム																																	
	JIS C 9730-2-8:2004		電動式ウォーターバルブ																																	
	JIS C 9730-2-9:2010		温度検出制御装置																																	
	JIS C 3662-2:2009		塩化ビニル絶縁ケーブルの試験方法																																	
	JIS C 3663-2:2003		ゴム絶縁ケーブルの試験方法																																	
	JIS C 9730-2-10:2010		モータ起動リレー																																	
	JIS C 9730-2-11:2010		エネルギー調整器																																	
	JIS C 9730-2-12:2010		電動式ドアロック																																	
	JIS C 9730-2-13:2010		湿度検知制御装置																																	
	JIS C 9730-2-14:2010		電気アクチュエータ																																	
JIS C 9730-2-17:2010	電動式ガスバルブ																																			
JIS C 9730-2-19:2010	電動式オイルバルブ																																			

	別紙 197 (J61558-2-15 (H14))	医療施設用変圧器（設備基準上、日本では使用不可のため廃止）	
↓			
国 (製品安全課)	電気用品調査委員会から提案があった規格を、整合規格としては廃止する。		2026 年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

#### (6) アクション 6

雑音の強さに関する整合規格として、今後、電気用品で様々なものが開発されることを考慮して、必要に応じて、『IEC 61000-6-3 Generic standards - Emission standard for equipment in residential environments』、『IEC 61000-6-4 : Generic standards - Emission standard for industrial environments』（以下「ジェネリック規格」という。）を解釈別表第 12 に採用することを検討する。必要性については、電気用品調査委員会で検討を行う。ジェネリック規格については、附属書 4 参照。

表 4-6 アクション 6 による雑音の強さの対応

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	ジェネリック規格の必要性について、電波雑音部会で検討する。	必要性の検討：2025 年度内 総務省答申案（必要な場合）：2026 年度に作成
↓ 総務省答申発行		↓ 不要
業界団体	総務省答申を受けて CISPRJ を作成し、電気用品調査委員会に整合規格案として提出する。	規格を作成する場合は、2027 年度に規格を作成する。
↓		↓
電気用品調査委員会	提出された CISPRJ が技術基準省令に整合していることを確認し、整合規格案として国（製品安全課）に提案する。	2028 年度に業界団体等からの提出にあわせて実施する。
↓		↓

<p style="text-align: center;">国 (製品安全課)</p>	<p>電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>2029年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。</p>
--	---	--------------------------------------	---------------------------------------

## (7) アクション7

J1000（遠隔操作機構を有するものに対する要求事項）の見直しについては、令和3年に策定されたIoTガイドラインとの整合を図る観点からのJ1000を解釈別表第4（JIS C 8300）及び解釈別表第8に整合させた見直し案を次の方向性及び具体案に従って、電気用品調査委員会から提案する。

### 【見直しの方向性】

- 適用範囲は、配線器具及び交流用電気機械器具等とする。ただし、解釈別表第12の表1の電気安全に関する基準で、遠隔操作機構に関する要求事項が規定されている場合は、この基準を適用しないことを明確化する。
- 試験方法及び判定は、配線器具にあつては、JIS C 8300の箇条23、交流用電気機械器具等にあつては、解釈別表第八1（2）口を引用することで、電気用品調査委員会が発行している「遠隔操作に関する報告書等」及び「IoTガイドライン等を解釈別表第八で合理的に活用するための解説」を活用できるようにする。

### 【J1000の見直し案】 電気用品調査委員会で審議要

#### 1 適用範囲

この規格は、遠隔操作機構を有する、次の電気用品に適用する。

- 電気用品安全法施行令（昭和37年政令324号）別表第1第3号及び別表第2第4号に掲げる配線器具（以下「配線器具」という。）
- 電気用品安全法施行令（昭和37年政令324号）別表第1第6号から第9号まで及び別表第2第7号から第11号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機（以下「交流用電気機械器具等」という。）

ただし、表1の電気安全に関する基準で、遠隔操作機構に関する要求事項が規定されている場合は、この基準を適用しない。

#### 2. 要求事項

遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

試験方法及び判定は、配線器具にあつては、JIS C 8300の箇条23、交流用電気機械器具等にあつては、次による。

（以下、別表第八1（2）口を以下に全文記載する）。

表 4-7 アクション7による J1000 の見直し

誰が	何をする	いつ（予定）
電気用品調査委員会	解釈別表第 12 の表 3 の J1000 の見直し案を作成し、国（製品安全課）に提案する。	2025 年度内に実施する。
↓		
国 （製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった見直し案を元に、解釈の改正を行う。	2026 年度に電気用品調査委員会からの提案を受けて実施する。

(8) アクション 8

解釈別表第 11（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値）については、産業標準化法第 11 条又は第 12 条による JIS 作成が可能かどうかを検討し、可能な場合は JIS を作成する。

表 4-8 アクション 8 による別表第 11 の JIS 化

誰が	何をする	いつ（予定）
国など （国際電気標準課 委託事業等）	解釈別表第 11 について、産業標準化法第 11 条（又は第 12 条）により JIS 原案作成が可能かを検討し、JIS 原案（解釈別表第 11 対応 JIS）を作成し、JIS 制定を行う。	2025 年度に検討を実施する。 2026 年度に JIS 原案を作成する。
↓		
業界団体	必要に応じて、業界団体が作成する解釈別表第 12 採用 JIS に解釈別表第 11 対応 JIS を引用する。→ アクション 1 へ	解釈別表第 8 の一本化までに実施する。（2028 年度目標）
↓		
国 （製品安全課）	JIS 制定後、解釈別表第 11 を改正する。（解釈別表第 8 の一本化後の猶予期間の終了までの時又は解釈別表第 12 採用 JIS が解釈別表第 11 対応 JIS を引用したものに置き換わるまでの時のいずれか遅い時までの間は、旧解釈として残す。）	2028 年度の改正を目標とする。

■ 課題2（解釈通達の廃止）に対するアクション

(9) アクション9

解釈別表第12の表1の本文にある別紙については、現行の解釈別表第12の表1のうち、JIS又は民間規格がなく、国が整備したJ規格（解釈別表第12の表1において、本文が“別紙”となっている8規格）については、採用以降、見直しが行われておらず、フォローアップを行う。

【補足】

技術基準省令を性能規定化した改正時の解釈別表第12の整合規格は、“JIS”ではなく、解釈通達がほとんどであり、“別紙”として規定されていた。その後、“別紙”は、“JIS”に置き換えられる方針となり、現在の整合規格は、ほぼJIS又は民間規格となっているが、表2から表5も含めて別紙となっている13規格（内、8規格は、表1の別紙）は、性能規定化後の技術基準体系の整備方針であるJIS等公的規格の作成に時間を要している。

表5-1 アクション9による解釈通達の廃止

カテゴリ	基準番号	別紙	誰が	何をする	いつ（予定）
家電	J60335-1(3版-H14) J60335-2-J6(H14)	別紙28 別紙107	業界団体 (JEMA)	アクション2により別紙107と置き換えるJISを作成する。	2025年度
			電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。同時に、別紙28、107の廃止を国に提案する。	2026年度
			国（製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第12に採用する。同時に別紙28、107の廃止を行う。	2027年度
電動工具	J60745-1(1版-	別紙135 別紙142	業界団体 (JEMA)	アクション1により別紙142、147、149、	2026年度（P）

カテゴリ	基準番号	別紙	誰が	何をする	いつ（予定）
	H14)	別紙 147		150に置き換えるJISを作成する。	
	J60745-2-7(H14)	別紙 149	電気用品調査委員会	制定又は改正されたJISが技術基準省令に整合していることを確認し、国（製品安全課）に整合規格案として提案する。同時に、別紙 135、142、147、149、150 の廃止を国に提案する。	2027 年度（P）
	J60745-2-13(H14)	別紙 150			
J60745-2-15(H14)		国（製品安全課）	電気用品調査委員会から提案があった整合規格案の技術審査を実施し、整合規格として解釈別表第 12 に採用する。同時に別紙 135、142、147、149、150 の廃止を行う。	2028 年度（P）	
変圧器	J61558-2-15(H14)	別紙 197	アクション 5 に含める。		

(P) は、検討中のため仮予定。

### ■ 課題3（リスクアセスメントの必要性の周知）に対するアクション

#### (10) アクション 10

解釈本文の改正について、事業者が、整合規格適用の判断に迷うケース、リスクアセスメントの実施方法が不明なケースがあるなどといった現状もあり、性能規定化の理解が浸透していない。このため、IEC ガイド 51 等を参考にし、解釈本文に次の 2 つの趣旨でリスクアセスメントの必要性を明記する改正を行う。また、事業者がリスクアセスメントを実施するための参考資料として、リスクアセスメントチェックシート（案）を作成する。

- ① 解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令の要件を満たす必要がある。

（新開発の電気用品において、技術基準省令に規定する要件を満たすために解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準省令への適合性を証明することが必要であることを明確化する。）

- ② 該当する個別製品の解釈がない場合、共通規格を適用することに加え、製品特有のリスクについては、リスクアセスメントを実施する必要がある。

(アクション4によるバスケットクローズ規格が完成後に、該当する個別製品の基準が解釈にない場合、共通規格(通則又はバスケットクローズ規格)の適用に加えて、製品特有のリスクについて、リスクアセスメントを実施することを明確化する。)

表 6-1 アクション 10 による解釈改正

誰が	何をする	いつ(予定)
国 (製品安全課 委託 事業)	電気用品安全法の技術基準省令への適合性の確認を自ら行う(自己適合証明する)ためのリスクアセスメントマニュアル(仮称)を作成する。	2025年度委託
電気用品調査委員会	①「解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たす必要がある。」旨を追記した解釈本文の改正案を国(製品安全課)に提案する。	周知を含め、2026年度に実施する。
	②アクション4に対応するため解釈本文の改正案を国(製品安全課)に提案する。	アクション4完了後に実施する。(2028年度目標)
		
国 (製品安全課)	電気用品調査委員会から提案があった改正案について検討し、解釈本文の改正を行う。	① 2027年度 ② 2028年度

解釈改正案（アンダーライン部追加）は次のとおり。（文面については、解釈改正時に要検討。）

**【解釈本文の見直し案】（要検討）**

本解釈は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものであるが、新開発の電気用品において、技術基準要件を満たすために解釈で規定された内容だけでは不十分となる場合は、リスクアセスメント等の手段により技術基準要件を満たすことを証明しなければならない。（①）

一方、解釈に製品特有のリスクが評価できる解釈がない場合、通則又はバスケットクローズ規格を適用することに加えて、製品特有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することで、技術基準要件を満たすことが証明することができる。（②）

電気用品が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る解釈を適用しなければならない。

また、この解釈に規定がない限り、別表第一から別表第十一までと別表第十二は、それぞれ独立した体系であることから、両者を混用してはならない。

なお、省令に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

■ 課題4（登録検査機関の検討、その他の周知）に対するアクション

(11) アクション11

**【登録検査機関の対応】**

特定電気用品に係る新たな整合規格が採用された場合、製造・輸入事業者のみならず、登録検査機関においても検査機器等を準備する必要がある。

表 7-1 アクション11による登録検査機関の対応

誰が	何をする	いつ（予定）
国／登録検査機関	適合性検査の受検の見込みが低い電気用品における特殊な検査機器は、メーカーの所有設備が利用できるかどうかを海外のスキーム情報等を参考に検討する。	2025～2026年度

登録検査機関ガイド<sup>1</sup>の改訂案は次のとおり。

**【登録検査機関ガイドの改訂案】3.2.1 (2) 外部設備を利用した試験**

適合性検査の一部試験について、登録検査機関が外部の試験設備を借り受けて試験を実施することができる。この場合、当該試験設備が登録検査機関の規定する試験環境を満足する必要がある。また、外部設備を利用することができる一部試験については、IECEE-CB スキームにおいて Subcontracted（下請け可）となっている試験設備等 (<https://www.iecee.org/committees/testing-equipment>) を参考とする。

**【周知広報】**

整合規格の新規作成及び見直しを行った場合の周知広報の強化を検討する。（一本化に伴い、現在、解釈別表第 8 を適用している届出事業者は、設計変更が必要になる可能性がある他、設計変更の有無に係わらず解釈別表第 12 で新たに検査を実施することとなる。一般的に、解釈別表第 12 は、目視的な検査が多い解釈別表第 8 に比べて、工数がかかる試験を実施する必要がある試験規定が増加するため、検査にかかる費用や検査にかかる日数の増大に伴うコストの増加に繋がるおそれがあることから、届出事業者のすべてに周知する手段を検討する。）

表 7-2 アクション 11 による周知広報

誰が	何をする	いつ（予定）
関係者	アクション 1～10 及び上記の登録検査機関の対応について対応する。	2025～2028 年度
国 (製品安全課)	アクション 10 の①対応後の周知（解釈別表第 8 の一本化予定の説明を含む）	2027 年度
	アクション 4 対応後の周知（解釈別表第 8 の一本化予定の説明を含む）	2028 年度
	解釈別表第 8 の一本化の周知（METI の HP、説明会、業界団体に協力依頼、電気用品調査委員会の HP、登録検査機関の HP など関係者の HP 掲載を要請など）	2028 年度～猶予期間中
	解釈別表第 8 の一本化（猶予期間を十分に設ける）	2029 年度開始

<sup>1</sup> 電気用品安全法 登録検査機関ガイド(第3版) ([cab\\_guide\\_180201.pdf](#))

## 5 全体スケジュール

アクション1～11までの全体スケジュールを表8-1に示す。

表 8-1 解釈見直し全体スケジュール

アクション	誰が	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	20XX 年度
【1】 現状維持	業界団体（12 条）	規格原案作成	}					
	電気用品調査委員会	規格提案			適宜実施			
	国（IEC 課）（11 条）	規格原案作成						
	国（製品安全課）	規格採用						
【2】 国際規格なし対応	業界団体（12 条 or 業界規格）	規格原案作成	→					
	電気用品調査委員会	意向調査	規格提案	→				
	国（製品安全課）			規格採用	→			
【3】 業界なし対応	電気用品調査委員会			規格提案				
	国（IEC 課）（11 条）	11 条検討	規格原案作成		以降、国際規格発行に伴い適宜規格作成			
	国（製品安全課）				規格採用 J60335-1(4 版- H20) の廃止			
【4】 業界も国際規格もなし	電気用品調査委員会			規格提案				
	国（IEC 課）（11 条）	11 条検討	規格原案作成					
	国（製品安全課）				規格採用			
【5】 試験方法等廃止	電気用品調査委員会	17 規格廃止提案、J1000 改正提案						
【7】								

規格ができない場合は、規格ができるまでアクション 4 に対応

アクション	誰が	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	20XX 年度
J1000 見直し	国（製品安全課）		17 規格廃止、 J1000 改正					
【6】 雑音のジェネリ ック規格作成	業界団体(業界規格)			必要な場合、規格 作成				
	電気用品調査委員会	必要性調査	必要な場合、総務 省答申案作成		必要な場合、規格 提案			
	国（製品安全課）					必要な場合、規格 採用		
【8】 解釈別表第 11 の JIS 化	業界団体		関連 JIS から引 用	→ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">アクション 1 へ</span>				
	国（IEC 課）（11 条） 又は他（12 条）	規格原案作成						
	国（製品安全課）				解釈別表第 11 の 一本化	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関連 JIS からの引用が終了までは 旧解釈別表第 11 を残す。</span>		
【9】 表 1 の別紙の廃 止	業界団体（JEMA） （12 条）	規格原案作成 （家電）	規格原案作成 （電動工具）（P）					
	電気用品調査委員会		規格提案・別紙廃 止提案 （家電）	規格提案・別紙廃 止提案 （電動工具）（P）				
	国（製品安全課）			規格採用・別紙廃 止（家電）	規格採用・別紙廃 止（電動工具） （P）			

アクション	誰が	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	20XX 年度	
【10】 解釈本文の改正 リスクアセスメントの必要性の 周知	電気用品調査委員会		新機能に対する リスクアセスメントの必要性を 解釈本文に明記 を改正提案		アクション 4 に 従い解釈改正提 案				
	国（製品安全課）	リスクアセスメントマニュアル 作成（委託）		新機能に対する リスクアセスメントの必要性を 解釈本文に明記	アクション 4 対 応による解釈改 正				
【11】 登録検査機関対 応 周知広告の検討	関係者	各アクションに 対応							
	国（製品安全課）			アクション 10① 周知	アクション 4 周 知				
					解釈別表第 8 一 本化周知				
					解釈別表第 8 の 一本化改正	解釈別表第 8 の 一本化開始			猶予期間終了
登録検査機関	メーカー設備の 利用の確認								

## 附属書 1 通則について

この附属書は、2.7 で定義した「通則」についての補足説明である。

解釈別表第 12 に採用されている基準のうち、J○○○○○-1（以下「パート 1」という。）として“-1”がつく規格については、表題に「通則」と記載されている規格と「通則」と記載されていない「通則以外」の規格がある。それぞれ次のような特徴をもつ。

- ① パート 1 のうち「通則」となる規格は、そのパート 1 の範囲でカバーされる製品カテゴリの個別規格と共に用いられる共通規格である。なお、電気用品調査委員会の「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」<sup>2</sup>には個別規格のみが掲載されており、「通則」となる規格は掲載されていない。
- ② 一方、パート 1 のうち「通則以外」となる規格は、その規格の範囲でカバーされる一般的な製品は「通則以外」のパート 1 だけで適用できる。ただし、同じ製品カテゴリであっても、特殊な製品については、個別規格が存在する製品もある。（この資料においては、「通則以外」のパート 1 は、個別規格として扱う。）なお、「通則以外」となる規格は「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」に掲載されている。



図 附属書 1-1 パート 1 の種類 (通則と通則以外)

通則がある場合、個別規格があれば個別規格を適用することにより、個別規格がなければ製品固有のリスクについてリスクアセスメントを実施することにより、技術基準省令を満たすことを証明することができる。

<sup>2</sup> 電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表 (<https://www.eam-rc.jp/result/result.html>)

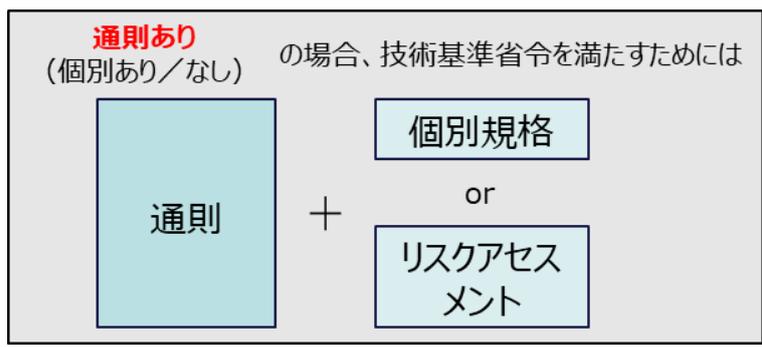


図 附属書 1-2 通則がある場合の技術基準省令を満たす方法

表 附属書 1-1 「通則」と「通則以外」のパート 1 の具体的な基準

分類	カテゴリ	基準番号	備考
通則	電線	J60227-1 (ビニル電線)、J60245-1 (ゴム電線)	
	電線管	J61084-1 (線び)、J61386-1 (電線管)	
	ヒューズ	J60127-1 (ミニチュアヒューズ)、J60269-1 (低電圧ヒューズ)、J73001-1 (配線用ヒューズ)	
	配線器具	J60947-1 (低圧開閉器)、J60998-1 (接続装置)、J61058-1 (機器用スイッチ)	
	変圧器	J61558-1 (変圧器)	
	家電	J60335-1 (家電機器) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> <small>J60335-1(H27) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第1部:通則</small> </div>	J60335-1(3版-H14)及びJ60335-1(4版-H20)を除く。(J60335-1(H27)以降、“通則”に改正された。)
	電動工具	J60745-1 (手持形)、J61029-1 (可搬形)、J62841-1 (電動工具)	J60745-1(1版-H14)を除く。(J60745-1(3.2版-H22)以降、“通則”に改正された)
照明	J60598-1 (照明器具)、J61347-1 (制御装置)		
通則以外 (個別)	電線	J60502-1 (高圧電線)	
	電線管	J60670-1 (ボックス)	
※アンダーラインは特殊な機器に対する個別規格があるパート	配線器具	J60309-1 (工業用カプラ)、 <u>J60320-1 (機器用カプラ)</u> 、J60669-1 (固定配線用スイッチ)、 <u>J60730-1 (自動制御装置)</u> 、 <u>J60838-1 (その他のランプソケット)</u> 、J60884-1 (プラグ、コンセント)、J61008-1 (住宅用漏電遮断器—過電流保護なし)、J61009-1 (住宅用漏電遮断器—過電流保護あり)、J61534-1 (ライティングダクト)	
1	照明	J60432-1 (白熱電球)	

分類	カテゴリ	基準番号	備考		
	IT/AV	J60950-1 (IT 機器)、J62368-1 (IT/AV 機器) <table border="1" data-bbox="531 304 1099 371"> <tr> <td data-bbox="531 304 719 371">J62368-1(2020)</td> <td data-bbox="719 304 1099 371">オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－ 第1部:安全性要求事項</td> </tr> </table>	J62368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－ 第1部:安全性要求事項	
J62368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器－ 第1部:安全性要求事項				
	アーク溶接機	J60974-1 (アーク溶接電源)			

## 附属書2 バスケットクローズ規格について

この附属書は、2.8 で定義した「バスケットクローズ規格」についての補足説明である。

バスケットクローズ規格は、バスケットクローズ規格を適用した上で、製品が持つ固有のリスクに対してリスクアセスメントを実施することにより、技術基準省令を満たすための証明に用いることを目的とする整合規格である。

次のような概略で、解釈別表第8の共通の事項等をベースに作成することを検討する。

### 【バスケットクローズ規格の概略】

#### 序文

この規格は、原則として既存の JIS に安全規格がない場合に用いることができる規格である。この規格を適用する場合、製品が持つ固有のリスクに対してリスクアセスメントを必ず実施する必要がある。

#### 1. 適用範囲

この規格は、電気用品安全法の対象となる電気用品のうち  
通則及び個別規格がない電気用品に対する共通規格であることを明記  
(規格名称、適用範囲の具体化が課題)

#### 2. 引用規格

#### 3. 用語の定義

#### 4. 以降、解釈別表第8の規定をベースにしたものを共通化して規定

(JIS の様式に合わせた整理が必要)

##### ① 解釈別表第8の1. 共通の事項

(解説についても JIS に規定又は注記で記載)

##### ② 水を使用する機器はアースの必要性や

屋外機器はシースなしコードの禁止などの一般的な要求

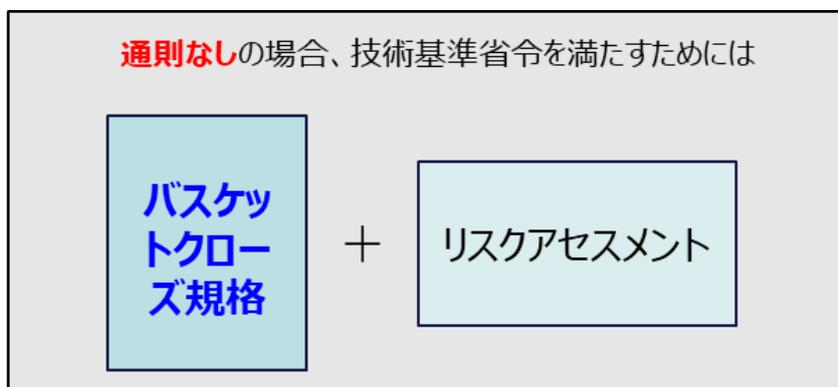
##### ③ 絶縁性能

##### ④ 平常温度上昇

##### ⑤ 異常温度上昇

##### ⑥ 機械的強度

##### ⑦ 表示の方式



通則がない電気用品名に対して、バスケットクローズ規格が通則の役割を果たす

図 附属書 2-1 バスケットクローズ規格の適用例

### 附属書 3 整合規格が整備されていない電気用品

この附属書は、整合規格が整備されていない電気用品については、次のような仕分けを検討し、“業界団体あり”の場合は、整合規格作成の計画を立てる。又は、整合規格が作成できない理由を明確化する。整合規格を作成したのものから電気用品調査委員会の「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」の見直しを行う。

表 附属書 3-1 整合規格が整備されていない電気用品例

業界団体	整合規格	電気用品例※
A あり (業界規格の 作成が優先)	通則あり／個別なし	電動かくはん機、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリナー、電気スケーリングマシン、電動刃物研ぎ機
		電気スチームバス、スチームバス用電熱器
	通則なし／個別なし	電熱式おもちゃ、電動式おもちゃ
		温度ヒューズ（容器がないもの） フロアダクト及びフロアダクト用附属品（金属製カップリング、金属製コネクター、金属製エルボ、金属製ボックス及びその他の金属製附属品） 電気消毒器、充電式携帯電灯、殺菌灯用安定器
B なし	通則あり／個別なし	水道凍結防止器、ガラス曇り防止器、観賞植物用ヒーター、高周波脱毛器、電気採暖いす、電気火鉢、電気熔解器、電気焼成炉、現象恒温器、電気育苗器、電気香炉、電気ろくろ、電気捕虫機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、園芸用電気耕土機、昆布加工機、するめ加工機、包装機械、自動印画定着器、自動印画水洗機、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機、おしぼり巻き機、おしぼり包装機、理髪いす、電気噴水機、コンセント付家具、その他の電気気泡発生器、超音波ねずみ駆除器、超音波洗浄機、家庭用超音波治療器、その他の電気機械付家具
		電気浴器用電源装置、ベルトコンベア、空気圧縮機、電気楽器、電気オルゴール、ベル、ブザー、チャイム、サイレン、検卵器、高周波ウエルダー、電灯付家具、電気ペンシル、漏電検知器、雑音防止器（ <b>パ</b> スケットクローズ規格を適用する電気用品の候補）
	定額制用電流制限器	
	オゾン発生器用安定器	

※電気用品例は要精査

## 附属書 4 雑音の強さのジェネリック規格

この附属書は、アクション6で必要性を検討する雑音の強さのジェネリック規格についての補足説明である。

雑音の強さについては、現在、解釈別表第12を適用しようとする際に、適用規格が判然としない製品があるが、最も適していると考える規格を適用して、運用している。

他方で、現時点で想定していない機能を持つ製品が将来的に出現する可能性もあり、その場合、その製品に適した規格が存在しないという可能性を考慮して、ジェネリック規格（IEC 61000-6-3 及び IEC 61000-6-4）を解釈別表第12に採用し、適用すべきとの意見もある。



図 附属書 4-1 ジェネリック規格の位置づけ

## 附属書5 アクション1～4及びアクション10による課題対応まとめ

この附属書は、アクション1～4とアクション10の対応方針との関係を示すものである。

### 【アクション1～4の課題】

解釈別表第8を解釈別表第12へ一本化する際の課題は以下の通り。

- 「通則あり・個別なし」の場合や「通則なし・個別なし」の場合がある。
- 新機能の登場によって、通則及び個別においても対応が仕切れない範囲が発生する場合がある。

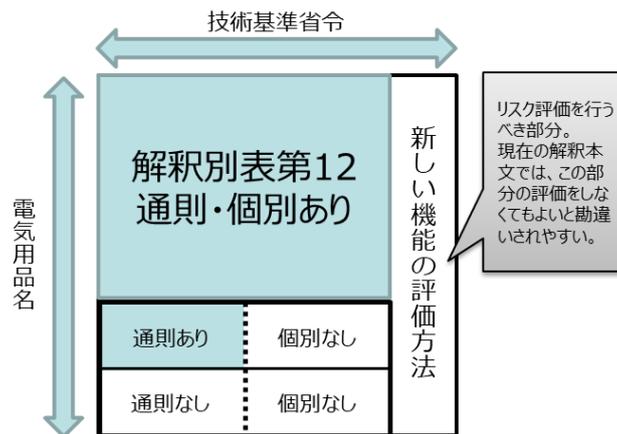


図 附属書 5-1 解釈別表第12の一本化への現状の課題

### 【アクション10の対応】

課題に対する対応（案）は以下の通り。

- 業界による個別規格の作成、または製品固有のリスクに対してリスクアセスメントの実施。
- 解釈別表第12において「通則」及び「個別」がない電気用品に対する、共通的な「バスケットクローズ規格」を作成。

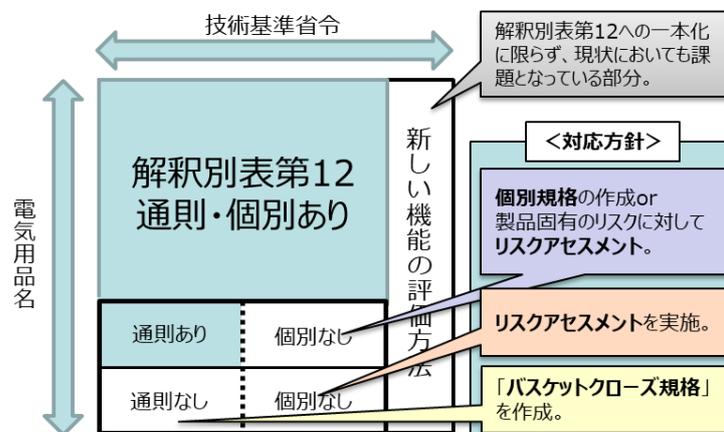
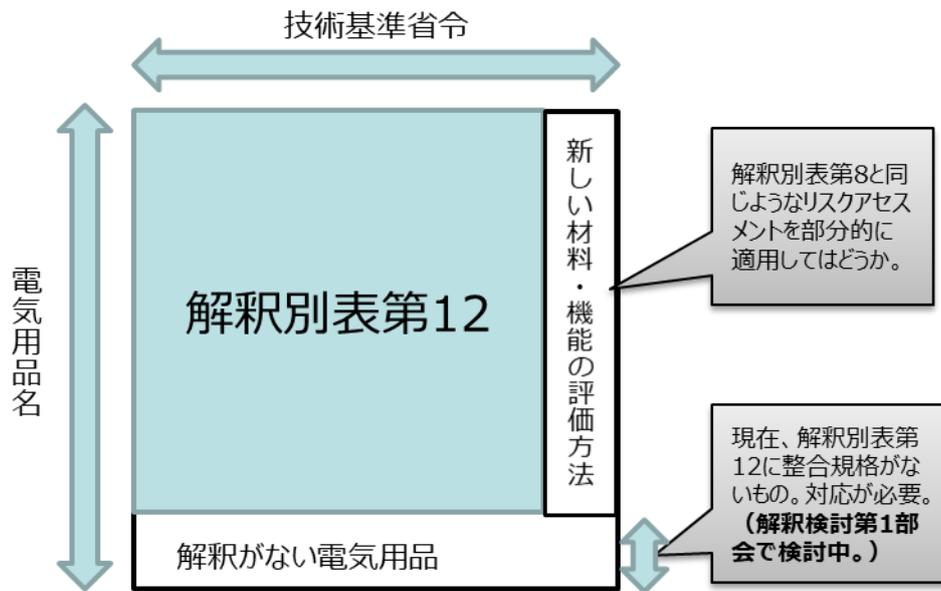


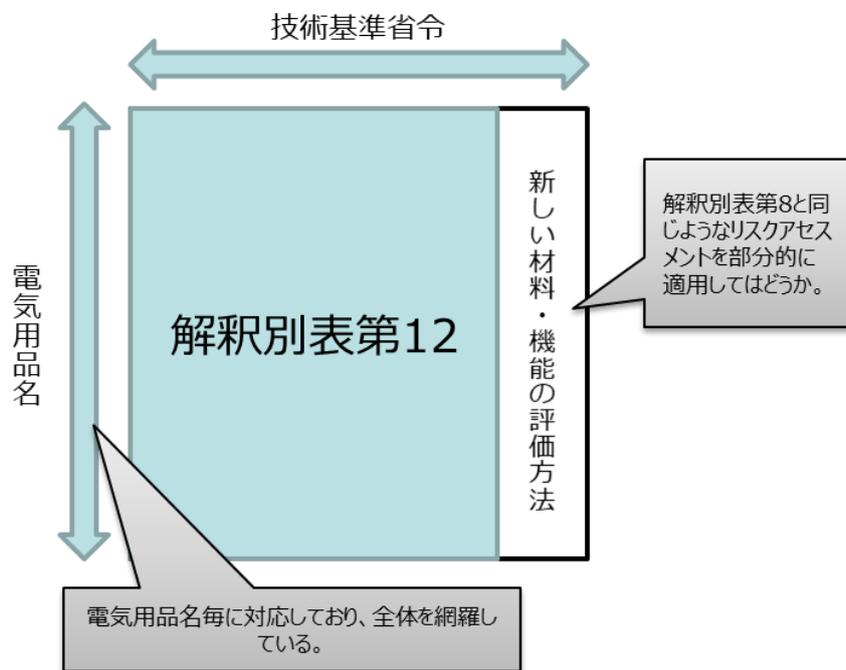
図 附属書 5-2 解釈別表第12への一本化への対応（案）

解釈別表第 8 以外の一歩化後の対応状況は以下の通り。



【課題】基本的に電気用品名ごとの解釈が必要な分野であり、民間で規格作成ができない場合は、現在の解釈を引き続き残すか要検討。

図 附属書 5-3 解釈別表第 2、3、5、6 の一歩化の現状の課題



電気用品名毎の解釈があるため電気用品名を追加しない限り、新しい解釈は不要。ただし、新しい機能が考えられるので、解釈別表第8と同様のリスクアセスメントが必要。

図 附属書 5-4 解釈別表第 1、4、7、9 の現状

## 附属書 6 関係者別の対応

この附属書は、技術基準解釈見直しの関係者別の対応を整理したものである。

### (1) 電気用品調査委員会

整合規格の整備における電気用品調査委員会の実施事項は以下のとおり。

- アクション 1 業界団体がある JIS を解釈別表第 12 に採用することを国に提案
- アクション 2 JIS がない場合、業界規格の予定調査、及び業界規格を解釈別表第 12 に採用することを国に提案。(アクション 2 の前に、「電気用品名と解釈別表第十二の電気安全に関する基準との対応表」のうち、基準番号が“—”となっている箇所を精微化する必要がある。)
- アクション 3 業界団体がない産業標準化法第 11 条による JIS を解釈別表第 12 に採用することを国に提案
- アクション 4 産業標準化法第 11 条によるバスケットクローズ規格を解釈別表第 12 に採用することを国に提案
- アクション 5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17 規格）の廃止を国に提案
- アクション 6 雑音の強さに関するジェネリック規格の必要性について審議
- アクション 7 J1000 の見直しを国に提案
- アクション 8 なし（解釈別表第 11 の JIS 化）
- アクション 9 表 1 の別紙の廃止を国に提案
- アクション 10 解釈本文の改正案を国に提案
- アクション 11 国が行う周知広報への協力

### (2) 産業標準化法第 11 条

- アクション 1 業界団体があるが、業界団体が JIS を作れない又は関係業界が多い JIS 原案を作成し、JIS 制定又は改正を行う（現状活動の維持）
- アクション 2 なし（業界規格を解釈別表第 12 に採用することを提案）
- アクション 3 業界団体がない（IEC 規格あり）JIS 原案を作成し、JIS 制定又は改正を行う
- アクション 4 バスケットクローズ規格の JIS 原案を作成し、JIS 制定又は改正を行う
- アクション 5 なし（例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17 規格）の廃止）
- アクション 6 なし（雑音の強さに関するジェネリック規格）
- アクション 7 なし（J1000 の見直し）
- アクション 8 解釈別表第 11 の JIS 化検討
- アクション 9 なし（表 1 の別紙の廃止）

- アクション 10 なし（解釈本文の改正案）
- アクション 11 なし（登録検査機関の検討、その他周知広報の検討）

(3) 経済産業省製品安全課（製品評価技術基盤機構を含む）

- アクション 1 業界団体がある JIS を解釈別表第 12 に採用（現状活動の維持）
- アクション 2 業界規格を解釈別表第 12 に採用
- アクション 3 業界団体がない JIS を解釈別表第 12 に採用
- アクション 4 バスケットクローズ規格を解釈別表第 12 に採用
- アクション 5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17 規格）の廃止
- アクション 6 雑音の強さに関するジェネリック規格を解釈別表第 12 に採用
- アクション 7 J1000 の見直し
- アクション 8 解釈別表第 11 の廃止
- アクション 9 表 1 の別紙の廃止
- アクション 10 解釈本文の改正 → リスクアセスメント手順の明確化、周知（次年度）
- アクション 11 登録検査機関の検討、その他周知広報の検討

電気用品調査委員会、JIS 化、業界規格の動向を適宜フォローし、提案があった時点でアクション

(4) 業界団体

- アクション 1 業界団体がある JIS 原案を作成し、解釈別表第 12 に採用することを提案
- アクション 2 JIS がない場合、業界規格を作成し、解釈別表第 12 に採用することを提案
- アクション 3 産業標準化法第 11 条による JIS 原案作成に参加
- アクション 4 産業標準化法第 11 条によるバスケットクローズ規格原案の作成に参加
- アクション 5 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17 規格）の廃止確認
- アクション 6 雑音の強さに関するジェネリック規格の必要性について意見調整
- アクション 7 J1000 の見直しに参加
- アクション 8 解釈別表第 11 の JIS 化の必要性の検討
- アクション 9 表 1 の別紙の廃止の確認
- アクション 10 解釈本文の改正案の確認
- アクション 11 国が行う周知広報への協力

(5) 登録検査機関

- |         |   |
|---------|---|
| アクション1  | 業界団体がある JIS 原案作成に参加                                     |
| アクション2  | JIS がない場合、必要に応じて業界規格原案の作成に参加                            |
| アクション3  | 業界団体がない産業標準化法第 11 条による JIS 原案作成に参加                      |
| アクション4  | 産業標準化法第 11 条によるバスケットクローズ規格原案作成に参加                       |
| アクション5  | 例示基準として活用される可能性がない試験方法及び部品規格（17 規格）の廃止確認                |
| アクション6  | 雑音の強さに関するジェネリック規格の作成に参加                                 |
| アクション7  | J1000 の見直しに参加   |
| アクション8  | 解釈別表第 11 の JIS 原案作成に参加                                  |
| アクション9  | 表 1 の別紙の廃止の確認   |
| アクション10 | 解釈本文の改正案の確認   |
| アクション11 | 登録検査機関の対応の検討、その他周知広報の検討に参加（リスクアセスメントに対する S マークの対応検討を含む） |

(6) 消費者団体の活動

- 電気用品調査委員会への参加
- JIS 原案及び業界規格作成に参加（アクション1～4）